

9. 障がい福祉サービス

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、自立支援給付と地域生活支援事業により、総合的なサービスを提供します。

自立支援給付

【サービスの利用のしかた】

相談

市役所の窓口や相談支援事業所に相談します。

申請手続き

市役所又は相談支援事業所で申請手続きを行います。申請後、現在の生活や障がいの状況について、調査が行われます。

調査

決められた80項目の聞き取り調査を行います。また、主治医に意見書を作成してもらいます。

審査・認定

調査結果及び主治医の意見書をもとに障害支援区分認定審査会において、審査が行われ、障害支援区分が決められます。

サービス等利用計画案作成

相談支援事業所にサービス等利用計画案を作成してもらいます。

サービス支給量の決定

障害支援区分や申請者の利用意向をもとに、サービス支給量が決められます。

受給者証の交付

市役所からサービス支給量や利用者負担額が記載された受給者証が届きます。

サービス等利用計画作成

相談支援事業所にサービス等利用計画を作成してもらいます。

事業者との契約

利用したいサービスを提供する事業所と、利用に関する契約を行います。

サービス利用

サービスが利用できます。原則として、利用したサービス費用の1割を支払います。

支給決定後のモニタリング

一定期間ごとに相談支援事業所によるモニタリングを実施します。

※利用を希望するサービスによっては、一部内容が異なります。

⑨

障がい福祉サービス

【サービスの種類】

日常生活に必要な支援を受けられる介護給付と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練等給付があります。

○介護給付

■居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において入浴、排せつ、食事の介護など身の回りのお世話や、調理・洗濯・掃除等の家事の支援、通院等の介助を行います。

■重度訪問介護

重度の障がいのため、常に介護を必要とする人に、身体介護や家事支援、外出時の移動中の介護等を総合的に行います。

■同行援護

視覚障がいにより、移動が著しく困難な人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、排せつ及び食事等の介護その他外出する際に必要な援助を行います。

また、外出先での代筆や代読もします。

■行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動が困難で常に介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な援護や外出時の支援を行います。

■重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に、居宅介護などの複数の障がい福祉サービスを組み合わせて支援します。

■短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う人が病気になったときなどに、短い期間施設に入所して、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

■療養介護

医療と常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

■生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供を行います。

■施設入所支援

施設に入所する人に、夜間における入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の支援を行います。

○訓練等給付

■自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労移行支援

一般企業等への就労を希望する65歳未満の人を対象に一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。(利用期限は、原則2年間)

■就労継続支援(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。〈A型(雇成型)、B型(非雇成型)〉

■就労定着支援

自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等の障がい福祉サービスを利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。

■共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活を営むのに支障がない人を対象に、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。

■自立生活援助

居宅で自立した日常生活を営む上で問題が生じた際、定期的な巡回、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

■地域移行支援

障害者支援施設に入所または精神科病院に入院している障がい者が、退所または退院をする際に、住居の確保や障害福祉サービス利用などに関する相談、障害福祉サービス事業所への同行など、地域での生活に移行するための支援を行います。

■地域定着支援

施設・病院から退所・退院した、家族との同居から一人暮らしを始めたなど、地域での生活に移行して間もなく、生活が不安定な障がい者に、訪問相談等の支援を行います。

○障害児通所給付費

■児童発達支援

小学校就学前の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

■居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

■医療型児童発達支援

児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。

■放課後等デイサービス

学校（小学校から高等学校まで）に通学中の障がいのある児童・生徒に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行います。

■保育所等訪問支援

保育所や幼稚園などを利用中または今後利用を予定している障がいのある児童に、保育所などでの集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

○計画相談支援

障害福祉サービスを利用中または今後利用を予定している障がい者に、関係者や関係機関との連携・連絡調整などを行いながら、障害福祉サービスを利用しながら日常生活を送るために必要な支援を行います。

【利用者負担額】

原則として、利用したサービス費用の1割が利用者負担となります。ただし、所得に応じて負担上限月額が定められています。

所得区分	負担上限月額
生活保護受給世帯	0円
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯（所得割16万円（障がい児*にあつては28万円）未満の者に限り、20歳以上の施設等入所者を除く。）	【施設等入所者以外】 障がい者 9,300円 障がい児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
市町村民税課税世帯（上記に該当する者を除く。）	37,200円

*「障がい児」は、20歳未満の施設等入所者を含み、加齢児を除く。

【申請に必要なもの】

- ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳
- ②印鑑（認印で可）
- ③個人番号カード又は個人番号通知カード

地域生活支援事業

【サービスの種類】

■移動支援事業

屋外での移動が困難な在宅の障がい者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出の際の移動について、個別的な介助を行います。

■地域活動支援センター

障がい者等の日中活動の場として、創作的活動又は生産的活動の機会を提供し、社会との交流等を行う施設です。

■福祉ホーム事業

住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

■障害者相談支援事業

在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用及び社会生活力の向上のための支援、ピアカウンセリング並びに情報の提供等を行います。

■要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等に対し、意思疎通の円滑化を図るため、要約筆記者等を派遣します。(意思疎通支援事業)

■手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者等に対し、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者等を派遣します。(意思疎通支援事業)

■手話通訳設置事業

本庁舎の総合案内窓口及び障がい福祉課内に手話通訳者を1名ずつ設置しています。(意思疎通支援事業)

■成年後見制度利用支援事業

財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を自分で行うことが困難である人に対して保護・支援を行う成年後見人等の制度利用について、支援を行います。

■日常生活用具給付事業

在宅の障がい者等に対し、日常生活を容易にするために日常生活用具の給付を行います。

■日中一時支援事業

障がい児等の日中における活動の場を確保し、障がい児等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

■手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成を行っています。

■要約筆記講座事業

要約筆記について学ぶ講座を開講しています。

■生活サポート事業

障害支援区分認定において非該当と認定され、日常生活を営む上で援助が必要な概ね65歳未満の、在宅の障がい者等に対し、軽易な日常生活上の援助をします。

■障害者訪問入浴サービス事業

歩行が困難で、移送に耐えられず生活介護事業等での入浴が困難な身体障がい者に対し、自宅に浴槽を持ち込んで、入浴サービスを提供します。

■障がい者スポーツ大会の開催事業

障がい者が気軽に参加できるレクリエーション種目を中心としたスポーツ大会を開催します。

■就学前児童特別支援教育推進事業

特別な支援を必要とする乳幼児について、在籍する教育・保育施設の保育者や保護者の相談を受けるとともに、就学に向けた支援を行います。

■障がい児夏休み教室補助事業

市内に居住する障がい児が10名以上参加する夏休み期間中の活動を実施する団体に対し、補助金を交付します。

■緊急時居室確保事業

介護者の急病等で必要な介護が受けられなくなった在宅の障がい者を対象に、緊急時に、相談対応や短期入所施設での一時的預かりなどの支援を行います。

■発達障がい者及び家族支援事業

発達障がいのある1～12歳までの子どもの保護者や子育てに困難を感じている保護者を対象に、子どもの発達を促すための関りや気になる行動への対処方法等を学ぶ子育て教室を開催します。

■親子教室

発達障がいの疑いのある子どもとその保護者を対象に、遊びを通した関りの中で障がいに対する理解を深め、子どもとの適切な関わり方等を学ぶ教室を開催します。